

重点支援区域における地域医療構想の取組 (一般財団法人三友堂病院の取組)



一般財団法人三友堂病院
令和5年3月1日

置賜区域の概観

- 患者の動向は、米沢市を中心とした地域とそれ以外の東置賜・西置賜地域の二つに大別できる。
- 東置賜・西置賜地域においては、公立置賜総合病院（川西町）が、地域の基幹病院として、救急医療や専門性の高い医療を提供している。
- 米沢市においては、米沢市立病院（米沢市）が地域の基幹病院として、三友堂病院（米沢市）が地域の基幹病院に準ずる病院として、救急医療や専門性の高い医療を提供している。



置賜区域

人口 ※R5.1.1時点		約19.5万人
面積		2,495km ²
医療機関	公立	7施設 (1,113床)
	公的	1施設 (220床)
	民間	12施設 (697床)

※医療機関：病床機能報告より(R3.7.1時点)

米沢市立病院と三友堂病院の医療連携と新病院建設の意義



※2023年(令和5年)秋開院予定

- ・ 少子高齢化や人口減少が進み、さらに地方において医師不足・高齢化が問題となっており、米沢市においても救急医療の維持が非常に厳しい状況に置かれています。将来を見据えた地域医療の確立という観点から、現在の米沢市立病院敷地（相生町・福田町）に米沢市立病院が新病院を建設すると同時に、三友堂病院も同じ敷地に移転して新病院を建設します。なお、両病院はそれぞれ別の法人として独立しており、新病院建設の費用もそれぞれの法人で負担していきます。
- ・ 「米沢市医療連携あり方に関する方針」に基づき、米沢市立病院が24時間365日の救急医療を含めた急性期医療を担い、三友堂病院が回復期医療を担いながら、医療の機能分化および医療連携の充実を目指していきます。
- ・ 両病院で地域医療連携推進法人を設立し、高額医療機器の共同利用、病床の融通および医療従事者の交流など様々な連携を推進しつつ、両病院が協力し合いながら、高質かつ効率的な医療を提供し、米沢市民の生命（いのち）を守る最後の砦となる新病院の整備を行います

再編の経緯とスケジュール

平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> ・米沢市地域医療連携あり方委員会を設立し、米沢市立病院と三友堂病院の再編・統合による機能分化（案）を策定する ・両病院とも新築移転を前提に協議を行う
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度第1回病床機能調整ワーキングにて、米沢市立病院、三友堂病院の医療機能のあり方について説明する ・平成30年10月、米沢市立病院新病院建設基本構想の改訂 ・平成31年3月、米沢市立病院、三友堂病院新病院建設基本計画の策定 ※両病院は隣接して設置されることに決定
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省より、両病院の再編・統合事業について、具体的対応方針の再検証が行われる ・設計事務所選定
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年6月、米沢市立病院、三友堂病院新病院建設基本設計の完成 ・第1回置賜地域保健医療協議会にて、両病院の統合・再編事業に対する重点支援区域申請に係る協議が行われる ・第2回置賜地域保健医療協議会にて、米沢市立病院、三友堂病院、三友堂リハビリテーションセンターの再編・統合の協議が行われ承認され、山形県医療審議会に諮られた。 ・令和3年1月、重点支援区域に選定 ・施工業者選定
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年4月、都市再生特別措置法に基づく、都市再生整備計画（米沢市中心地区）に米沢市立病院・三友堂病院新病院建設事業を位置づけ ・令和3年6月、米沢市立病院、三友堂病院新病院建設実施計画の完成 ・令和3年6月、（独）福祉医療機構より建物建築に係る優遇融資の内定（地域医療構想達成を推進するための優遇融資） ・令和3年6月、工事着工
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年2月、再編計画の厚生労働大臣の認定に向け、地域医療構想調整会議で協議
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年7月、米沢市立病院側の解体・外構工事着工（予定） ・令和5年11月1日、新病院開院（予定） ・同年同月、地域医療連携推進法人設立（予定）

置賜区域の再編の概要

両病院とも、医師不足による救急医療への負担・体制維持に課題があり、医療機能の見直しが必要

再編前



米沢市立病院
(米沢市)

高度急性期	5
急性期	263
回復期	54



三友堂病院
(民間)

高度急性期	5
急性期	108
回復期	58
慢性期	12
休床	2



三友堂リハビリテーションセンター

回復期	120
-----	-----

※令和2年1月1日現在 許可病床数

新米沢市立病院は高度急性期・急性期を、新三友堂病院は回復期・慢性期を担う体制へ

地域医療連携推進法人

急性期に集約

263床



米沢市立病院
(独立行政法人(予定))
令和5年11月頃
開院予定

高度急性期	18
急性期	245

現在の市立病院の
敷地に隣接して整備

回復期・慢性期に集約

199床



三友堂病院
(民間)
令和5年11月頃
開院予定

回復期	177
慢性期	22

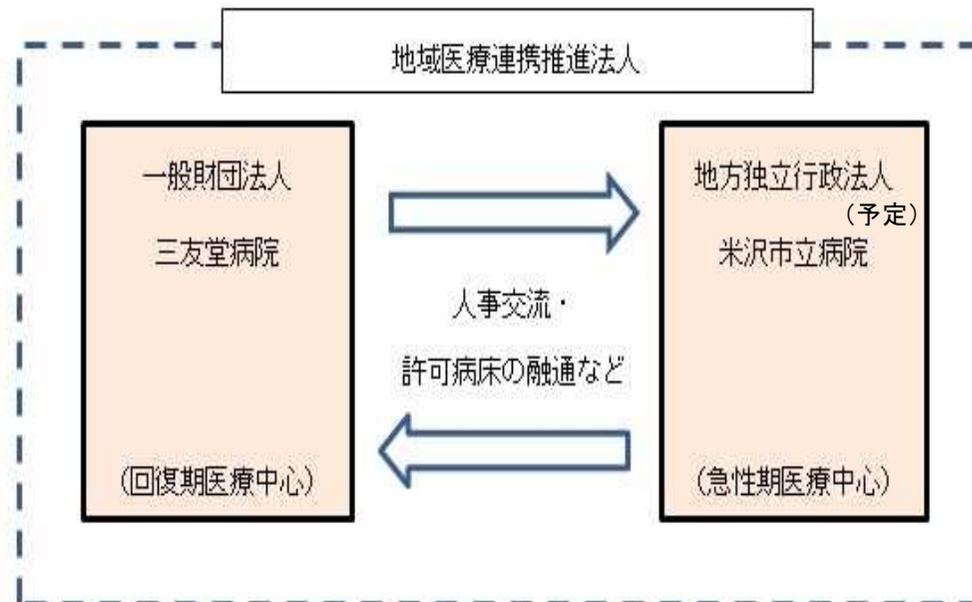
病床、施設設備や医療機器などの共同利用や医療従事者の人事交流、共同購買の実施を検討

再編後(予定)

新病院のコンセプト(医療連携)

- 新米沢市立病院は、通年での救急医療体制の維持・強化を含めた急性期医療の充実を図ります。
- 新三友堂病院は、回復期医療を充実させつつ、緩和ケア、慢性期の人工透析、健診・人間ドック等の地域に必要とされる医療や公衆衛生の充実を図っていきます。
- また、両病院の医療連携のあり方としては、地域医療連携推進法人という枠組みの中で、人や病床数などの様々な連携を含めた急性期医療と回復期医療の連携について、強化・充実を図っていきます。

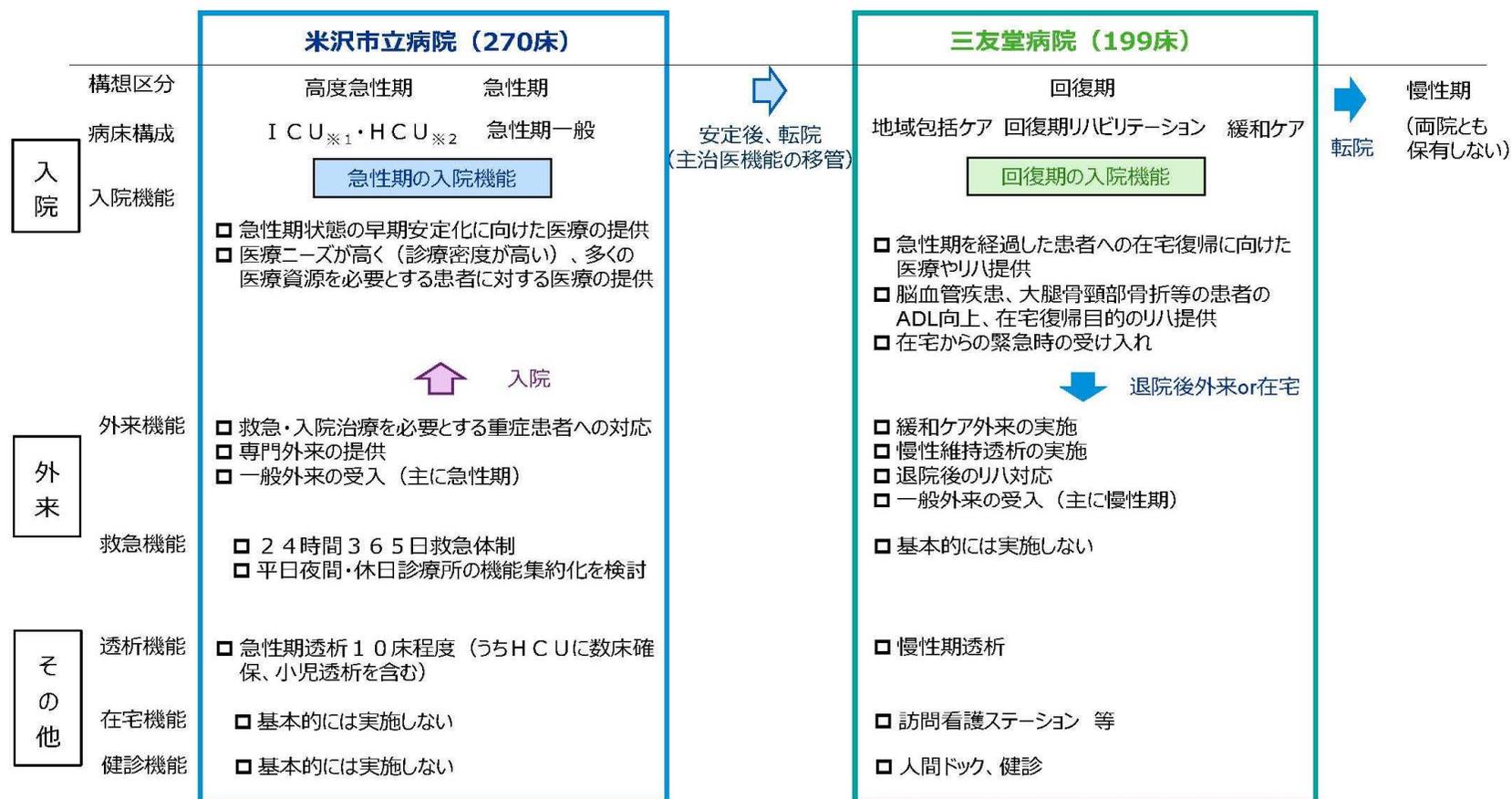
■ 地域医療連携推進法人の枠組みイメージ



新病院のコンセプト(診療連携)

- 入院診療機能については、新三友堂病院の回復期機能を明確にした上で、新米沢市立病院はそれ以外の機能を担います。
- 病床数は、新米沢市立病院が263床、新三友堂病院が199床（三友堂リハビリテーションセンターを統合）とします。
- 外来診療機能については、新三友堂病院は、慢性期患者、在宅の後方支援、人工透析（慢性期）、緩和ケア、在宅医療、人間ドック・健診等を担います。新米沢市立病院は、救急や手術など基本的には新三友堂病院が担う以外の医療を担います。

■ 新米沢市立病院との具体的な連携内容



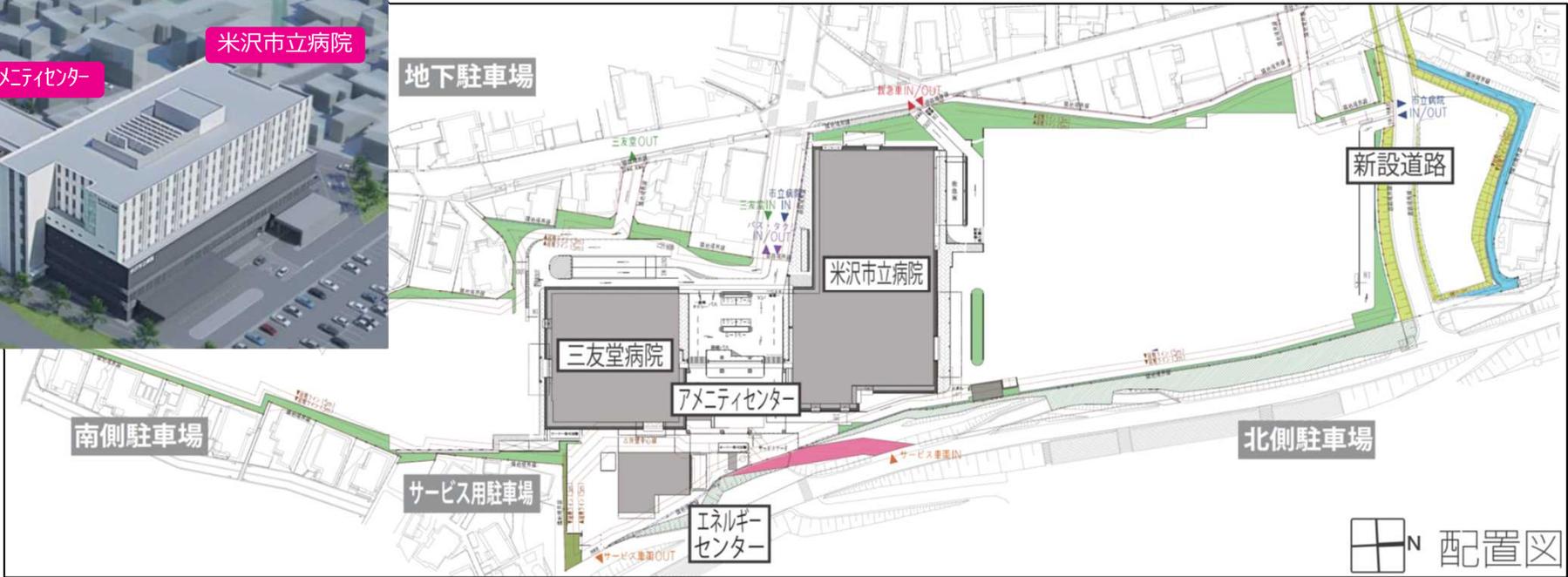
医療機能の分化・連携



	米沢市立病院	三友堂病院
循環器内科	狭心症、心筋梗塞、弁膜症、心筋症、心不全、不整脈などの心臓系疾患に係る手術、処置、検査など救急を含めた医療	急性期治療終了後の転院患者（ポストアキュート）への在宅復帰支援や、在宅・介護保険施設等からの急変時の患者（サブアキュート）に対する軽中等症の急性症状への対応などを中心とした医療
消化器内科	食道、胃、小腸、大腸、肝臓、膵臓、胆嚢、腹膜疾患など消化器系疾患に係る手術、処置、検査など救急を含めた医療	
内科	各種造血器悪性腫瘍、骨髄増殖症候群、骨髄異形成症候群など血液系疾患に係る手術、処置、検査など救急を含めた医療	
呼吸器内科	肺がん、肺炎、間質性肺炎など呼吸器系疾患に係る手術、処置、検査など救急を含めた医療	
神経内科	脳卒中、認知症、頭痛、てんかん、脳炎・髄膜炎、末梢神経障害など神経系疾患に係る手術、処置、検査など救急を含めた医療	
糖尿病・内分泌内科	糖尿病を含めた代謝・内分泌系疾患に係る手術、処置、検査など救急を含めた医療	
整形外科	脊柱、四肢の骨、関節、筋肉系等疾患に係る手術、処置、検査など救急を含めた医療	
リハビリテーション科	急な病気やケガの治療直後若しくは治療と並行して行われるリハビリテーション（急性期リハビリテーション）	
緩和ケア内科	主に外来機能 （がん等で急性期医療を行うときに並行して緩和ケアが必要な患者に対応するための診療）	
		がん等の生命を脅かす病気に対して、様々な苦痛を和らげ本人らしく生きるための治療やケアを行う医療

医療機関の併設による連携の強化

○ 新三友堂病院と新米沢市立病院は、現米沢市立病院敷地に両病院を併設して建設する予定です。



経緯

- 置賜二次医療圏は**少子高齢化に伴う人口減少**が進み、さらに**医師不足が深刻**な問題となっており、米沢市では**救急医療の維持が非常に厳しい状況**に置かれている。
- このような状況の中、将来を見据えた地域医療確立の観点から、米沢市立病院と三友堂病院の**機能分化および連携強化の充実**を目指し、現在の米沢市立病院敷地内に新築移転する計画としている。

医療機能の分化・連携

- 新米沢市立病院は、通年での**救急医療体制の維持・強化を含めた急性期医療の充実**を図る。
- 新三友堂病院は、**回復期医療を充実**させつつ、緩和ケア、慢性期の人工透析、健診・人間ドック等の地域に必要とされる医療や公衆衛生の充実を図る。
- 両病院の医療連携のあり方としては、**新米沢市立病院は高度急性期・急性期を、新三友堂病院は回復期・慢性期を担う体制へ機能分化**を行う。
- 外来診療機能については、新三友堂病院は、慢性期患者、在宅の後方支援、人工透析（慢性期）、緩和ケア、在宅医療、人間ドック・健診等を担い、新米沢市立病院は、救急や手術など基本的には新三友堂病院が担う以外の医療を担う。

両病院の合築について

- 経緯：両病院の診療機能を補完しつつ、且つ医療連携（高度医療機器の共同利用）が円滑にできるよう協議を進めていった。
- 概要：2F～5Fにコモンストリート（渡り廊下）を設置して、医療連携の効率化、共同利用施設の拡充、更に人材の交流の効率化を図った。
合築のメリットは、両病院の転院動線の簡略化、エネルギーセンター共有によるイニシャルコストの削減（約1億円）、給食センター共有化による運営メリット（約4千万円）、その他共同利用施設による設備費、経費等の削減が図られる。

医療機関の併設による施設・設備の共有化

- アメニティセンター 1F：調剤薬局、ピロティ、ロータリー
- アメニティセンター 2F：理美容室、ATM、
コンビニエンスストア、レストラン、テナント
- アメニティセンター 3F：保育所、職員教育施設、委託業者控室、学生控室
- アメニティセンター 4F：会議室（講堂）、更衣室、倉庫
- アメニティセンター 5F：給食センター（患者給食）
- エネルギーセンター（3階建）：機械室・管理室

【アメニティセンター】

【5F】給食センター（患者給食）

【4F】会議室（講堂）、更衣室、倉庫

【3F】保育所、学生控室、職員教育施設、委託業者控室

【2F】理美容室、ATM、コンビニエンスストア、外来レストラン、テナント

【1F】調剤薬局、ピロティ、ロータリー

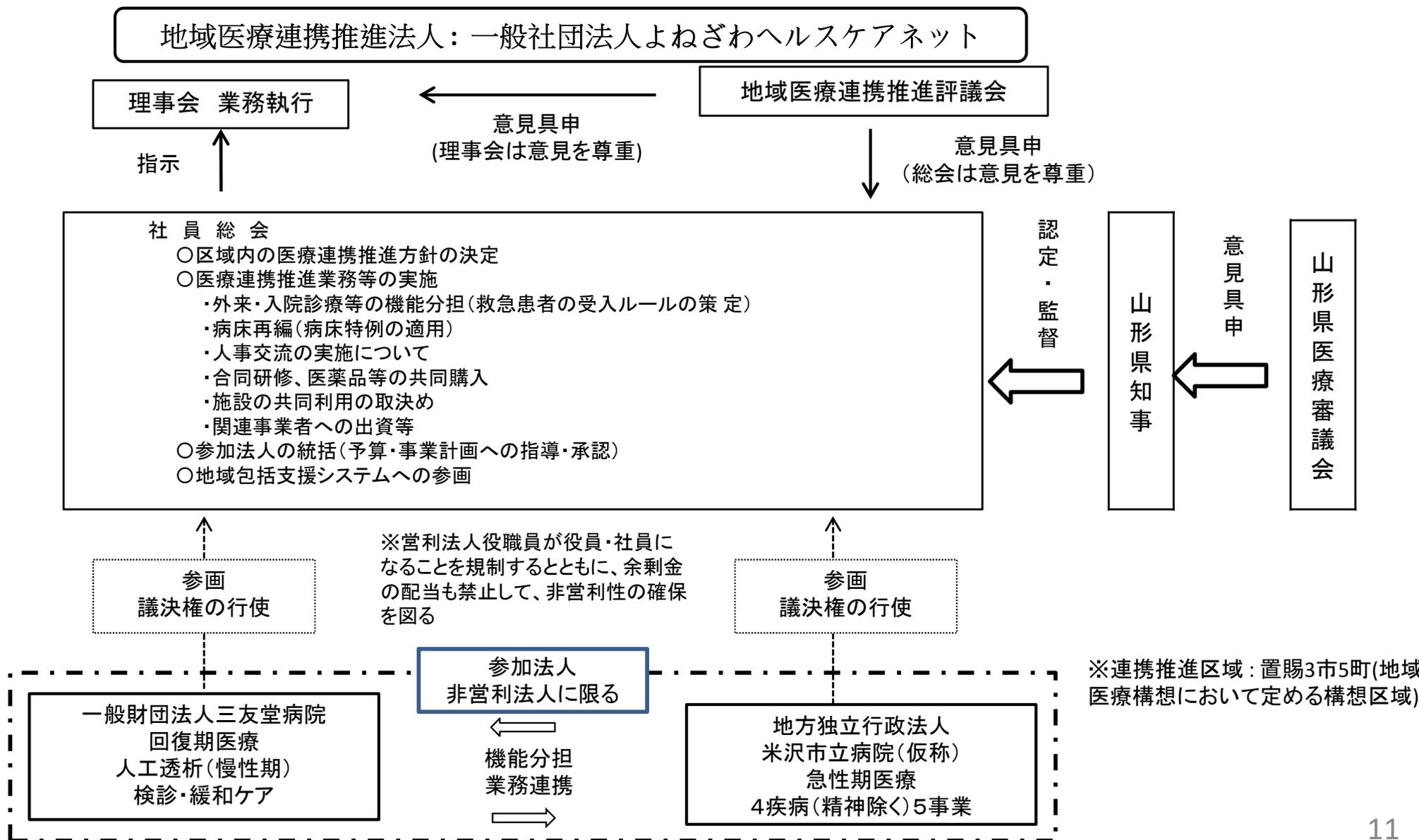
【エネルギーセンター】

【2F】機械室・管理室

【1F】機械室・管理室

地域医療連携推進法人の設立(予定)

- 設置の経緯：米沢市地域医療連携あり方委員会にて両病院の経営形態を検討した。①両病院を合併して地方独立行政法人化、②市立病院の指定管理者化、③市立病院の民営化（民間譲渡）、④地域医療連携推進法人設立等の方策が出され、協議の結果、地域医療連携推進法人を設立する方針に至った。令和5年11月の設立に向けて準備中。
- メリット：地域医療連携推進法人は両病院の経営形態を維持しながら、且つ目的とする医療連携、診療機能分化が円滑にできる組織形態である。



再編計画の策定

- 医療介護総合確保法に基づき認定を受けるため、米沢市立病院と共同して地域医療構想の達成に向けた再編計画を策定し、今後、地域医療構想調整会議に協議予定。
- ※ 認定を受けた場合は、取得する不動産について、登録免許税、不動産取得税の税制優遇措置が受けられる。

今後の手続きの予定

令和5年2月	<u>再編計画の内容について地域医療構想調整会議で協議</u>	} 再編計画認定手続き
令和5年3月頃	<u>再編計画の申請（山形県を經由して東北厚生局に申請）</u>	
令和5年4月頃	<u>東北厚生局による再編計画の認定手続き</u>	
令和5年7月	新病院工事竣工	
令和5年11月	新病院移転開業	
令和5年12月～	<u>登録免許税に係る「租税特別措置法適用証明書」の申請（医療法人より厚生労働省に申請）</u>	} 税制優遇措置 手続き
	<u>「租税特別措置法適用証明書」の交付（厚生労働省より医療機関に交付）</u>	
	<u>登録免許税減免適用（登記の申請書に「租税特別措置法適用証明書」を添付の上、登記）</u>	

（参考）認定再編計画に基づく税制優遇措置

医療機関の開設者が、医療介護総合確保法に規定する認定再編計画に基づく医療機関の再編に伴い取得した一定の不動産に係る登録免許税、不動産取得税を軽減する特例措置を講ずる。

【登録免許税】

土地の所有権の移転登記 1,000分の10（本則：1,000分の20）
建物の所有権の保存登記 1,000分の2（本則：1,000分の4）

【不動産取得税】

課税標準について価格の2分の1を控除

米沢市都市再生整備計画への位置づけ

- 医療機関の整備は、所在する自治体のまちづくりの方針と合致していることも重要であると考えています。
- 市民の健康で安全・安心な暮らしを実現するため、米沢市立病院について、平日夜間・休日診療所の機能を集約した施設を整備するとともに、当該地内に新たに民間病院である三友堂病院を隣接整備し、医療機能の再編・ネットワーク化を促進し、医療拠点の確立を図ることを目的に、米沢市において両病院の再編が都市再生整備計画に位置付けられました。
- 当該事例は、米沢市立地適正化計画における誘導施設（病院）として、都市再生整備計画に基づく都市構造再編集中支援事業費補助金を活用しています。

各医療機関の位置関係



－ まとめ －

- 地域医療連携推進法人は、ゆるやかな組織形態であり、決して強固な経営形態ではないが、資産的な縛りもなく、それ故にソフト面で自由な発想ができる。
- 官・民融合、そしてお互いが独立採算性、双方の経営形態を維持しながら、目的とする機能分化を図る。
- 官の良さ、民の良さを補完して、地域医療のあるべき姿を追求しつつ、常に市民の目線に立った医療の提供を行う。
- 当プロジェクトは全国的にも稀なケース、モデル版として成功裏に収めたい。